

## 総務民生委員会会議録

1. 日 時 令和元年12月9日(月曜日)  
午前9時30分～午後0時41分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 末 永 義 美 委員 長                      高 木 法 生 副委員 長  
                 竹 岡 昌 治 委 員                      安 富 法 明 委 員  
                 山 中 佳 子 委 員                      三 好 睦 子 委 員  
                 岡 山 隆 委 員                      杉 山 武 志 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 委員外出席議員  
                 荒 山 光 広 議 長
6. 出席した事務局職員  
                 石 田 淳 司 議会事務局 長                      阿 武 泰 貴 議会事務局 係 長  
                 篠 田 真 理 議会事務局 主 任
7. 説明のため出席した者の職氏名  
                 波佐間 敏 副 市 長                      高 橋 睦 夫 病院事業 管 理 者  
                 田 辺 剛 総 務 部 長                      藤 澤 和 昭 総合政策 部 長  
                 杉 原 功 一 市民福祉 部 長                      東 城 泰 典 美東総合 支 所 長  
                 鮎 川 弘 子 秋芳総合 支 所 長                      白 井 栄 次 上下水道 局 長  
                 安 村 芳 武 病院事業 局 管 理 部 長                      繁 田 誠 総合政策 部 次 長  
                 岡 田 健 二 上下水道 局 次 長                      竹 内 正 夫 総 務 課 長  
                 佐々木 昭 治 財 政 課 長                      福 田 泰 嗣 地域振興 課 長  
                 中 嶋 一 彦 市 民 課 長                      古 屋 敦 子 生活環境 課 長  
                 岡 崎 輝 義 管理業務 課 長                      古 川 和 則 市立病院 事 務 長  
                 西 山 宏 史 美東病院 事 務 長
8. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（末永義美君） ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案21件のうち、既に議決された5件を除く16件を審査してまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしく申し上げます。

議長、報告等ありませんか。

○議長（荒山光広君） ありません。

○委員長（末永義美君） それでは、早速、審査に入ります。

最初に、議案第114号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 議案第114号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

これは、地方公務員法及び地方自治法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例の廃止を行うほか、所要の改正を行うものでございます。

条例の内容について御説明をいたします。

第1条及び第2条は、美祢市区長設置条例及び美祢市交通指導員設置条例を廃止するものでございます。

これは、会計年度任用職員の導入による地方公務員法の改正に伴い、職の整理を検討した結果、区長及び交通指導員を引き続き非常勤の特別職として位置づけることが困難となり、手続や管理の面、実態等を総合的に判断し、私人に依頼することとして整理を行い、これに伴い、他の類似の職とのバランスを取るため条例を廃止するものでございます。

なお、条例廃止に伴い、区長や交通指導員を廃止するものではなく、今後規則や要綱等により設置を規定することとしております。

第3条以下は、会計年度任用職員の制度導入に伴い、本市の条例中、人事及び給与に関わる条例の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

三好委員。

○委員（三好睦子君） 説明があまりにも簡単過ぎて、これを読みましてもなかなか分からないので数点お尋ねいたしたいと思いますが、3条に関連して、会計年度職員は何人になるのか、以前にお尋ねしたことがあるんですが、また教えてください。

この中に、パートと臨時もあると聞きましたが、それについてもお願いいたします。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの三好委員の御質問にお答えしたいと思います、会計年度任用職員の人数でよろしいかと思いますが。

現在、会計年度任用職員につきましては、来年度からの施行に伴い、現在臨時職員というか、会計年度任用職員の募集を行っておりまして、その募集に対して、今ヒアリング等を実施を始めたところでございます。

したがいまして、正確な人数というのは今から決まりますので人数は申し上げられません、参考までに平成30年度の実績で言いますと、いわゆるパートの会計年度任用職員に当たる者が470人程度、延べ人数ですけど、あるという実績がございます。

それともう1点、臨時とパートがあるかということ、パートと臨時の区別はちょっと私はつかないので、そこについて、もう1回質問内容を確認させてください。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） パートとフルタイムとあるんじゃないかなかったです。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 御指摘のとおりフルタイムとパートがございまして、フルタイムは正職員と勤務時間が一緒、全く同じ勤務時間、それよりも1秒でも短ければパートタイムの扱いとなります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 会計年度任用職員でフルタイムとパートとあると聞きましたが、これで、ちょっと1分でも労働時間が短くなった場合に手当に格差がつくのかつかないのか。

それと、フルタイムとパートタイムの規定の中で、退職手当とか特殊勤務手当と

かが支給されると聞いておりますが、パートの方にも支給があるのでしょうか。

フルタイムのみの対象となった場合に、期末手当についてもこの中で支給——この中にちょっと長い文章が——いろいろ中身が長いのでちょっと確認できなかったんですが、支払いしなければならないのではなくて、支払いできるとなっていることがあるのかないのか。支払いしなければならないと——支給しなければならない——ということと、支給できるとは違うと思いますので、この点についてどうなのでしょう。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点が、フルタイムとパートの手当等について、差がつくかどうかという御質問だったと思いますが、1点目ですね。

これについては、基本的な時間当たりでありますとか、そういう給料等の算出の仕方について差はありませんが、どうしてもフルタイムに比較してパートタイムの方は勤務時間が短うございますので、そこについては支給額の差が出ると考えております。

続きまして、手当関係でパートタイムとフルタイムの差があるのだろうかという御質問でございますが、まずほとんどの手当については、フルタイムとパートタイムについて同様な手当が支給されますが、退職手当につきましてはパートタイムの職員には支給がございません。

それともう1点、できるかどうか——手当等が支給できるかどうかということで、規定があるのでしなくてもよろしいのかというような御質問だと思いますが。

本市においては、国のガイドラインに基づきまして、正職員と同様の待遇として様々な手当、期末手当についても同様の月数で進める方針としておりまして、ほかの自治体において支給していない自治体があるかどうかというのは全部を把握しておりませんが、本市におきましては職員と同様の待遇で手当等を支給することとしております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 分かりました。

それで、今募集ということなんですが、給与水準ですが、例えば職務経験がある

方が応募された時の職務経験は考慮されるのか、全くゼロなのか、お尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの三好委員の御質問にお答えしたいと思います  
が、まず会計年度職員は、会計年度と名がついておりますように、単年度区切りの  
職員の扱いですので昇給という考えはございません。

しかしながら、経験された方が翌年度も同様に募集に応じて勤務される場合は、  
その前の経験を踏まえて次の給与の水準は考慮しようとしておりますので、実質昇  
給みたいな意味合いになりますが、厳密にいうと昇給という考えではなくて、前年  
度、1年区切りを新たに雇用するものでありますが、前職の経験を考慮して、給与  
の支給額に反映するという仕組みは持ちたいと思っております。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 昇給はなしということで、そして1年ごとの更新になるかと  
思いますが、その次からは昇給じゃないけれども、何らかの手当があるというこ  
とで理解していいでしょうか。

その中で、雇用の期間中に、例えば事業の進捗——事業で、例えばその事業が終  
わったとかいうときに、雇用の中断とかあるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今度は、会計年度任用職員がいわゆる一般職となりますので、サービスの規定が——  
正職員と全く同じサービス規定が適用されますので、当然、法令外の違反でありました  
り、サービス規律に違反するようなことがありましたら免職とかいう事態もありますの  
で、そういった場合には途中でそういう対応になることもありえます。（発言する  
者あり）

それで、今ちょっと質問の趣旨を勘違いして回答したように思いますので、いわ  
ゆる1年間で雇い止めのような状況になるのかどうかという、1年たてば、また次  
からは雇用されないんじゃないかという質問だと思っております。

当然、会計年度任用職員ですので、1年後以降の、次の年度以降は保障されてい  
るというものではございませんが、そういったものにつきましては、同様のところ  
で同様に働いていただけるように配慮はしていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 期間中に雇用の中断があるかどうかという事です。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 雇用期間中の中断はございません。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 2点お尋ねいたします。

1点は、今1条、2条に上がっております区長設置条例の廃止と交通指導員設置条例の廃止ということで、今御説明の中で、非常勤としての扱いを廃止して私人に依頼する形になるというふうなお話だったと思います。

立場的な確認と、手当的なものはどうなるのかというところをちょっとお尋ねしたいと、それが1点。

もう1点は、今の三好委員のほうからもお話がありましたけど、会計年度任用職員、これに対する質問とかが少し私らにも入ってきております。意識統一といえますか、そういったものを図るためにも、勉強会といえますか、これに対する御説明を改めてしていただけるものかどうかという辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 今の杉山委員の御質問にお答えしたいと思いますが、まず1点目の区長と交通指導員の条例が廃止されたことによって、立場でありますとか、手当がどうなるかということでございますが、まず、このたび私人としてお願いするという事に整理づけたわけでございますが、その説明について御説明したいと思います——経緯についてですね。

もともと現段階では、地方公務員法の3条3項の非常勤の特別職というような扱いで、今までは区長と交通指導員を位置づけておりましたけども、今度の法改正がありまして、その法律部分には限定列記で、これこれこういうものしかこの職員にはできないよというふうに法律が変わりまして、その中に交通指導員でありますとか、区長が入っておりませんことから、会計年度任用職員に移行しようということで考えてはおったんですけれども。

そうしますと、会計年度任用職員に移行しますと一般職になりますので、サービスの規定が適用されて、それに従わなきゃいけないでありますとか、もちろん人事評価の対象になるということで、なかなかそぐわないということで、最終的にはいわゆる私人、感知的には有償ボランティアのような形になるんですけども、そういった整理をするということになりまして、これについては、全国の同様の組織を持っているところについても、ほとんど全国同様な考えで整理をしておるところが多いということをつけ加えさせていただきたいんですけども。

それで、今度私人になりますけども、立場としては、本当にいわゆる私人——有償ボランティアのような扱いになりますが、手当等は現状では、現状から変えるということは考えておりませんので、それについては同様の手当等、報酬等が支給されるような形になろうかと思っております。

それと、2点目につきましては、ちょっと内容について、具体的に質問内容を確認させていただけたらと思います。

○委員長（末永義美君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） では、最初の質問の区長、交通指導員っていうのは、立場的には公人から私人に移行するっていうことでの考えでよろしいのかということと。

それと2点目は、会計年度任用職員について、勉強会なり、意識統一っていいですか、違ったことを市民に説明してはなりませんので、そういった詳細についての説明会みたいなのを執行部のほうは議会に対してしていただける予定があるのだろうかどうだろうかという御質問です。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの御質問にお答えしたいと思いますが、まず交通指導員と区長の立場については、先ほども申しましたように公人から私人になったということで御理解いただいてよろしいかと思えます。

もう1点の会計年度任用職員のほうについては、庁内のほうには各所属におきまして、総務のほうからその担当、それぞれ現状の臨時職員が働いていらっしゃいますので、その制度をよく理解していただくように勉強会というのもしておりましたり、今度採用するに当たっては、ヒアリングで募集に応じて来られた方についても、この制度が変わったという内容を説明、このたびは特に時間をかけてしようとしております。

議会のほうに対しましては、現状そういうことは今予定はしていないんですけども、要望がございましたら、何かの機会に説明させていただいたらと思います。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例ですけど、タイトル長いんですけど、これは既に、会計年度任用職員の件の処遇改善ということでの条例です。

これについては、今までも会計年度任用職員の処遇改善については、かなり私も質問等、質疑等は行ってきたところでございます。

改めて臨時職員、そしてパートの臨時職員470名、そのうち今出てなかったですけど、正規のフルタイムの職員は——臨時職員は70名程度ということも、もう既に前回のときにお伺いはしております。

それで今回、これに伴って出てきてるのが区長と交通指導員、これは今後、正式に名称等は決まってくると思いますけれども、有償ボランティアでの対応ということでのきょう説明がありました。

その方たちを含めて、今後、市としての財政出動というものはどの程度支出が必要となるのか、その辺は既に考えられておられるかどうか。その辺についてはどうですか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） それでは、ただいまの岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、区長及び交通指導員のほうについては、財政的には現状、同じ報酬等の額等を変える予定はしておりませんので、それについては財政負担が増えるとかいうことはございません。

それから、会計年度任用職員のほうにつきましては前日も申しておりますが、平成30年度と同じ臨時職員を雇用した場合ですと、単純に1億3,000万円ぐらいは支出が増えるということでございます。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） いずれにしても、市で働く会計年度任用職員、臨時職員、あ



とパートの臨時職員の、基本的に大事な同一労働同一賃金ということで、完璧にはいきませんが、少しでもそういった処遇改善が、今回このことによって改善されるということは、私は非常に大事なことで評価はしております。

こういったことをしっかりと、今後臨時職員の方がおられます。それで、なかなかこういった条例がまだ皆様方にも、臨時職員の方も分かっておられないので、今後、その辺については分かりやすい形で、関係者470人いますし、こういったところの説明を、処遇改善を進めていっていただきたいと思いますので、この辺について最後、どうでしょうか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。委員おっしゃられたとおり、いわゆる臨時の処遇改善が図られたという制度でございますので、それについては、もう市内全体で、職員についても認識を深めてもらうとともに、いわゆる外向けといいますか、それについても、美祢市はちゃんと国の基準にのっとって、そういうふうに対応しておるよということは周知していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それはいいんですけれども、これから国からの支援制度がどの程度あるか分かりませんが、その辺をしっかりと期待して、私も会計年度任用職員の方には、今後かなり処遇は改善はされていきますよってということはお話していますので、期待を破ることのないように、しっかりと国からの大きな出資も大事と思っていますので、市としても、こういった条例は着実に進めていっていただきたいことをお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） 1つだけお聞きをしたいんですが、このたびの会計年度任用職員っていうんですが、臨時の職員、あるいはパートの職員の待遇改善っていうことで認識をしてるんですが、実質的に給与ですね、期末手当等が職員と同じ対象になるよということ。

じゃあ、実際の給与とかが、これに伴って上がったり下がったりするっていうふ

うなことはない。今の現状で雇用しているような状況の中で、プラス期末手当等が支給をされるっていうふうな感じで認識していいんですか。ひょっとして給与のほう下がったりするということはないんですか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの安富委員の御質問にお答えしたいと思います。基本的には、給与については現状の額、実際そこについても少し上がる見込みですが、それにつけ加えて今まで支給されていなかった期末手当がくつつくという、加算されるという考えとっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） すみません、たびたび申し訳ありません。

今さら何をと言われそうですけれど、パートタイムとフルタイムの違い、処遇とか違いについて、今までとどう違ってくるのか。フルタイムについては正職員との関わりも関連してくると思いますが、その点について教えてください。お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをしたいと思います。フルタイムについては、ほとんどもう正規職員と待遇が変わらないと。勤務時間も一緒ですし、各諸手当も正規職員とほぼ同様に支払われますので、職員と一緒に。

パートタイムについても基本的なベースとなるものは一緒なんですけど、どうしても勤務時間が短いこともありますから、総支給額という面では減るわけですが、パートタイムの単位時間に直すとフルタイムと考え方が一緒と、ひいては正規職員と考えはほとんど一緒という認識をしていただいたらと思います。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） フルタイムについては正職員と同じということでしたら、いろんな正職員に対する規約が——制限があると思いますが、それも適用されるということでしょうか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの御質問にお答えしたいと思いますが、今度からは一般職となりますので、正規職員と同様に服務規定が適用されますし、人事評価の対象にもなります。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） すごく簡単なことをちょっとお聞きしたいんですが、14条から公営企業会計にすることが出てるんですが、観光事業が来年度から一部適用なんです、その場合、これは全部適用の部分だけをピックアップして条例化してあると、こういう認識でいいんですかね。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答えしたいと思いますが、これについては、全部適用部分についてはもともと地方公営企業法38条のほうで、給与等規定されておりますので、どうしても美祢市の一般職員側と同様に規定できないということで、別に定めております。

ですから、特別会計部分については、こちらの……（「特別会計じゃない」と呼ぶ者あり）一部適用につきましては、こちらの一般職のほうでカバーするというイメージでの改定となります。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、質疑なしと認めます。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。

住民の命と暮らしを守る地方自治の担い手である地方公務員制度の大転換と、公務労働の在り方そのものを大きく変質させる危険性を含んでいます。この議案にも含んでいます。非正規も正規も減らして、公の業務を縮小していくことになるのではないかと思います。

継続性や専門性、地域性が求められる自治体、職員の働き方が大きく変貌されてしまう可能性がありますので、この議案に反対いたします。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第114号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号美祢市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 議案第115号は、美祢市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容について御説明いたしますと、これは、条例の第6条において引用している法律の名称変更や法律の条文改正に伴い、条ずれが生じたことから改正を行うものでございます。

なお、法律の施行日については現時点において定まっておきませんので、改正法律の施行日、またはこの条例の公布の日、いずれか遅い日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、議案第115号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第116号美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 議案第116号は、美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の一部改正についてでございます。

新本庁舎の整備につきましては、基本計画を策定し、現在基本設計及び実施設計に係る準備を進めているところでございますが、基本設計以降の設計に関わる事業において、今後数十年先まで見据えた市役所の業務や美祢市の状況を踏まえて、より適正かつ効率的な本庁舎の整備の設計を行うため、専門的な見地から設計業務に必要な具体的な意見や助言をいただくため、委員の任期を新本庁舎整備に関わる基本設計及び実施設計業務の完了まで延長するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この会議の内容というのは、どういう形で報告されるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの三好委員の質問にお答えいたします。

この会議内容につきましては、今後基本設計を進める上で、事務局のほうに対して御意見をいただくという形で進めておりますので、答申を出すとかいう形ではなくて、そのまま事務局のほうで、それに基づいて基本設計に入らせていただくという形になっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 結果が反映され、市民にはどのように——市民が分かりやすいってことはどういう方向で——今の事務局でしたかね——でとか言われたん

ですが、市民が、どういう形でどういうふうに進んでるのかっていうのは、それは私たち議員がそれぞれ話をしたり、議会報告とか議会だよりとかで報告するかと思いますが、なかなか議会だよりも1か月か2か月遅れになっておりますので、この会議の内容とかを知りたいと思うのは市民の皆さんも同じと思いますが、そこがちょっとどうなのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（末永義美君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの三好委員の御質問にお答えしたいと思います。庁舎整備の基本計画の際にも、このアドバイザー会議から、委員の皆さんから貴重な意見をいただいて、それを反映しているところでございますが、基本計画を策定中の会議の開催日でありますとか、どういう取り組みをしたかということについてはホームページでお知らせしておりますが、さらに会議がどういった内容があったとか、これから基本設計を進めるに当たって、どういったことを考えて、どういったことに配慮してつくっていったかという情報提供が必要と言われれば、こちらのほうから御説明もいたしますし、できるだけ詳しく、どういったことがありましたとかいうことを今後はホームページのほうで、過程でお知らせさせていただいたらと思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第116号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議設置条例についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。東城美東総合支所長。

○美東総合支所長（東城泰典君） 議案第117号は、美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議設置条例の制定であります。

美祢市新総合支所庁舎等基本構想を7月に策定後、現在、計画・設計策定支援業者を選定し、新総合支所庁舎等整備基本計画業務を進めているところであります。

基本計画及び基本設計策定に当たっては、計画・設計策定支援について、専門的な観点から知識と経験を有する者の意見や助言を求める必要があると考えております。

それによりまして、地方自治法第138条の4第3項の規定により、美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議の設置を有するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） 3条にあります「有識者会議は」というんですが、具体的に、既に基本設計まで発注が済んでるんですね。そういうふうな状況の中で、有識者会議の設置ってということなんですが、大体この8人程度を選ばれる。ここに書いてある識見を有する者ってというふうな感じなんですが、大体どういう方を想定——もう選ばれ——大体もうできてるんですね。

どういう方——個別氏名をどうのこうのっていうのは大変でしょうけれども、言えないでしょうけれども、どういうふうな方が選ばれる予定なんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 東城美東総合支所長。

○美東総合支所長（東城泰典君） 安富委員の御質問にお答えいたします。

本庁舎のアドバイザー会議と同様に、現在、山口県の建築士会理事会の理事の方、また山口県立大学の教授の方等を検討しております。その中で、建築・防災・まちづくり・情報の有識者の方を予定しております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第117号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第119号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 議案第119号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

これは、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されされないよう、成年被後見人等を一律に排除する規定の見直しがあったことに伴い、地方公務員法第16条の1項が改正され、成年被後見人及び被保佐人が削除されたことにより、関係条例の所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第119号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。



次に、議案第120号美祢市特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） それでは、議案第120号を御説明いたします。

議案第120号は、美祢市特別会計条例の一部改正についてであります。

1ページが議案で、2ページが美祢市特別会計条例の新旧対照表となっております。

このたびの改正は、経営状況の的確な把握や経営基盤の強化と財政マネジメントの向上などを目的として、令和2年度から美祢市観光事業及び美祢市農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用させ、公営企業会計に移行することを受けまして、令和元年度をもって美祢市観光事業特別会計及び美祢市農業集落排水事業特別会計を廃止するために、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

また、観光事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の令和元年度の決算につきましては、従前の例によることとしております。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第120号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第125号美祢市上下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第125号美祢市上下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についての説明をいたします。

1 ページ目が議案、3 ページ目からは新旧対照表でございます。

このたびの改正は、令和2年度から、農業集落排水事業特別会計から企業会計で事業運営を行うため、美祢市上下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正するものであります。

まず、第1条、美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正では、第1条及び第2条に農業集落排水事業を加え、第4条に美祢市農業集落排水事業の経営規模を追加するものであります。

次に、第2条、美祢市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正では、題名を美祢市農業集落排水施設条例に改め、第1条の見出しを設置から趣旨に改め、管理及び使用に関して必要な事項を定めるものとし、条例中にある規則を規程に改めるとともに、市長を管理者の権限を行う市長と改めるものであります。

2 ページ目を御覧ください。

第3条、美祢市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正では、条例中にあります市長を管理者の権限を行う市長に改めるものであります。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 3 ページなんですけど、新旧対照表で、現行ではありませんが改正のところで、第4条で規模は次のとおりにするっていうことなんですけど、面積が変わったということなんですか。それとも新しく運営する会社があるということか、それとも追加となれば——何か説明がありましたかね、どこのあたりとか、どこの地区とか以前にあったんでしょうか、ちょっと記憶にないんですが、お願いいたします。

○委員長（末永義美君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

このたびの改正は、農業集落排水事業を特別会計から公営企業法に移すもので、今あります特別会計としての集落排水の設置条例につきましては、規模等がうたってあります。それを、このたびの設置条例のほうに移したものです。

参考までに、河原地区がまず計画人口が440名、事業計画の区域面積が12ヘ

クター、計画日最大汚水量が145立米というふうに、豊田前地区、大田地区、別府地区、それぞれの合計をこのたび設置条例で表わしているものです。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 実施されている河原とか豊田前とか大田、別府なんですけど、今の説明ではこの集落は変わらない、面積も変わってはいないってこと——変わらない……。ちょっとお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 面積等は変わっておりません。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうは。安富委員。

○委員（安富法明君） 基本的なことをお聞きをするわけですが、上下水道事業については、基本的には公営企業法の全部を適用する。この比較表でも、改正前と——現行と改正後も全部適用っていうことの表示が実はあります。

現状は既に、管理者は不在といいますか、市長になっておられるというふうに思われますよね。波佐間管理者が、要するに副市長になられた時点かな。

そういうふうな状況の中で、法の全部適用をしなくてもいい、要するに財務規定だけですよね。これの適用になっている状況の中で、この全部適用を適用するというふうな記載がしてあることの整合性というか、ちょっと分かりやすいように説明をしてもらえませんか。

○委員長（末永義美君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、全部適用の要件なんですけども、原則として管理者を設置するというふうなうたわれております。

ただし書きがありまして、ただし、条例の定めるところにより、管理者を置かないことができるというふうにありますので、今の現行条例では、置かないことができるというふうなうたっておるということで整理をしております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） それで、現状は企業管理者を置いてないってことなんで

すが、それを置かないことに対する——市長になるというふうに思うんですが、この条例の中で、例えば第2条の中で、下から四、五行目あたりですかね、「第7条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め」云々っていうのが出てくるんですが、ちょっと全文がよく分からないので申し訳ないんですけども、この辺は——管理者に改めるという辺のことについての問題はないんですかね。その上のほうにも出てくるんですが。

○委員長（末永義美君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっと関連で整理をしたいと思うんですが、今回、集落排水のほうの設置条例では、あらかじめもう管理者がないんで、5条で、管理者の権限を行う市長、だから市長ですよ。だから、「以下、管理者という」となってるんですよ。条例上はここで整合性がとれるんですが、例えば、上下水道設置条例には何もないんです。管理者しか書いてないんです。

そこで、安富委員が言われるのは多分、例えば公営企業法11条で、代理及び委任、不在もしくはいらっしゃらない場合は上席の職員がその職務を行うと、これに基づいてやられたのか、あるいは10条でやる企業管理規程、これに基づいてやられたのかという質問なんです。だから、根拠を教えてくださいって言うわけです。そうですね。

○委員長（末永義美君） それでは、ここで暫時休憩します。

午前10時25分休憩

-----  
午前10時57分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、審査を続けます。白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 先ほど安富委員、それから竹岡委員、それぞれ御指摘をいただきました件についてでございますけれども、お時間をいただきまして、私どものほうで調査をいたしましたけれども、早速に御指摘に答える——お答えできる資料が整っていないということが確認できました。

今後しっかりと整理をして、今後整備をするという形で進めさせていただければというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） よろしく申し上げます。よろしいですか。ほかに質疑はご

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第125号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第108号令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第108号令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,943万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億6,398万2,000円とするものでございます。

それでは初めに、歳出について御説明いたします。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費、説明欄003一般管理経費において、電算システム改修委託料を180万4,000円追加するものでございます。

これは、法改正に伴い、マイナンバーカードの保険証利用によるオンライン資格確認システムの導入準備経費であり、財源の一部が国庫補助金となります。

続きまして、6款基金積立金・1項基金積立金・1目国民健康保険基金積立金、説明欄001基金積立経費において、元本を9,670万9,000円追加するものでございます。

これは、さきの9月定例会で認定いただきました決算による繰越金のうち、このたびの補正による経費の残額を今後の保険給付の増加による事業費納付金の上昇等に備えるため、厚労省からの通知に基づき基金に積み立てるものでございます。

続きまして、7款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・5目、説明欄001とともに保険給付費等交付金償還金において、過年度国県補助金等精算返還金を1,

024万3,000円減額するものでございます。

これは、平成30年度分保険給付費等交付金の精算の結果、返還金が生じなかったため、これを減額するものでございます。

その下ですが、10目、説明欄001ともに特定健康診査等負担金償還金において、過年度国県補助金等精算返還金を111万2,000円追加するものでございます。

これは、平成30年度分特定健康診査及び保健指導に係る補助金の確定に伴う精算の結果、県に対して超過交付分を返還するものであります。

次のページをお願いいたします。

2項繰出金・2目、説明欄001ともに直営診療施設勘定繰出金において、繰出金を5万円追加しております。

これは、国保診療施設である美東病院の医療機器購入経費の助成について、交付基準額が改正されたことによるものであります。

次に、歳入について御説明いたします。8ページ、9ページにお戻りください。

3款県支出金・1項県補助金・1目保険給付費等交付金、説明欄特別調整交付金分（市町村分）を5万円追加するものでございます。

これは、歳出で御説明した直営診療施設勘定繰出金の追加に対し、一般会計から追加の繰入れをするものでございます。

続きまして、5款繰入金・1項・1目ともに一般会計繰入金、説明欄職員給与費等繰入金を164万7,000円追加するものでございます。

これは、歳出で御説明した電算システム改修委託料の追加に対し、一般会計からの追加の繰入れをするものでございます。

続きまして、6款・1項・1目ともに繰越金、説明欄前年度繰越金でございます。

平成30年度決算の認定に伴い、繰越金9,782万1,000円を追加するものでございます。

続きまして、7款諸収入・2項・5目ともに雑入を1,024万3,000円減額するものでございます。

これは、歳出で御説明した保険給付費等交付金に係る精算の結果、返還金が生じなかったため保険給付費等を減額するものであります。

続きまして、8款国庫支出金・2項国庫補助金・7目、説明欄ともに社会保障・

税番号制度システム整備費補助金を15万7,000円追加するものでございます。

これは、歳出で御説明した電算システム改修委託料の追加に対し、国庫補助金を追加するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） まず、13ページなんですけれど、電算システムの改修委託料なんですけど、これはマイナンバーカードを国保の保険証で盛り込むとかいうことなんですけど、これについてももう少し詳しくお願いできますか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの保険証利用によるオンライン資格確認についての詳細の御説明をさせていただきたいと思っております。

保険証利用、国民健康保険だけの保険証の利用ではございませんけれども、国は令和3年3月からのマイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用に向けまして、マイナンバーカードに登載されている電子証明書というものを活用して、保険医療機関等において、診療時における被保険者の確実な本人確認と資格情報をリアルタイムで確認することが可能となるよう準備を進めているようです。

また、この制度は転職などで保険者が変わっても、新たな健康保険証の発行を待たずに保険医療機関等で受診できるほか、失効した健康保険証による過誤請求の減少が期待できるものとされております。

なお、制度の運用が開始された後も、現行の健康保険証につきましては引き続き利用することができるように現時点ではなっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） マイナンバーでも——ただ私の場合はなおして、そのまま誰にも目に触れずになおしてあるんですけど、このマイナンバーカードは絶対作らなければいけないっていうものではないと思いますが、先ほど本人確認ができるということでしたが、本当にこの必要性があるかどうか。

そして、カードを作っていない、私の場合も作ってませんが——作っていない人

もいるんですけど、絶対にそれは強制されるものではありませんから作らない、私の場合は作りませんが、先ほどの保険証で——保険証が変わってもそれで移行したことが分かるということでしたが、そういった場合でしたら、無保険者っていうんですか、そういったことも分かってくるのかどうか、それについてお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの必要性につきましては、私ども国保の保険者として、ちょっとお答えすることができませんけれども、マスコミ等で御存じのとおり、総務省としては令和3年3月の保険証利用としての開始を目指して、マイナンバーカードの普及促進を目指しているというふうに報道されているところでございます。

それから、御質問の無保険者、保険のない方の確認についてはできるんだろうかと、それは分かるんだろうかということにつきましては、マイナンバーカードを作られれば、当然その中にオンライン資格の確認ができますので、保険がない、保険に入っていない方がいらっしやらない方がいらっしやったとしても、マイナンバーカードでその内容といたしますか、保険に入ってるかどうかという確認はできるようでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） マイナンバーカードの中の情報がどの程度あるのか分かりませんが、これって保険証——国保の場合、マイナンバーカードを国保にっていうことなんですが、国保のその人の状況っていうか、内容まで分かるということでしょうか。

それと、これをなくした場合の危険性もあると思いますけど、以前というか——身分証明書の代わりに保険証とか出してましたけど、当然危険性は——出すから危険っていうのではなくて、このマイナンバーカードと国保を一緒にした場合の危険性はさらに大きくなると思うんですが、その点については——この2つについてどうでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの利用についてという御質問ですので、今回の保険証利用の



オンライン資格確認と少し離れてくるところではございますけれども、やはりマイナンバーカードをそれぞれの被保険者の方が持つということになりますと、当然管理が必要になりますので、物理的に紛失したということがあるかもしれませんけれども。

その辺は総務省のほうは、紛失に関しては多目的の利用ができないような措置を今取られているようです。その辺の詳細につきましては、各市町で措置する内容ではございませんので、こちらではちょっと詳細の具体的な説明ができませんけれども。

先ほど申しましたように、マイナンバーカードを利用すると申しましても、マイナンバーカードの中の電子証明書の利用の1つとして、保険証のオンライン資格確認ができるということでございますので、被保険者の方につきましても、それから医療機関につきましても、利便性につきましては、今後もし普及が進んでくると——マイナンバーカードの普及が進んでくると、その辺の確認は容易にできるということで、皆様の利便性は進んでくるんじゃないかなと思います。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 13ページの001の基金の積立てが9,670万9,000円とありますが、この基金、これで今年度の基金の合計は幾らになるのでしょうか。幾らになる予定なんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

国保基金の保有額は、現在これを積立てますと約7億5,400万円になります。以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 7億になるということは、美祢市ができて以来、合併——それ以前もですが、今までにないくらい多い基金残高となりますが、この金額を1人当たりに見てみますと1人12万円になって、1世帯が19万円になる——計算をちょっとしてみたらこうなったんですが、これになる前に、国保の軽減とか考えられなかったのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

国保基金の積立額につきましては、さきの9月議会の一般質問等でも御回答いたしたところでございますけれども、国保の基金積立金につきましては、新制度の施行後は厚生労働省からの通知に基づきまして、美祢市でも決算で繰り越しが生じた場合、その都度、国保基金に積み立てることとしております。

しかしながら、新制度になる前は、少なくとも合併後、平成20年度の合併後は国保基金に積み立てるといことはしていなかったもので、このたびその基金が一時的に増えたということは、理由はそういった——ちょっと複数年にわたる剰余金が一度に積み立てたということがありますので、一時的に増えたというところがあります。

しかしながら、平成30年度の会計を単年度で見ますと、約380万円程度しかプラスになっておりませんので、今年度以降の国保会計について、今後さらなる剰余金が発生するかどうかは現時点で不透明な状況となっております。

したがいまして、被保険者である市民の皆様にも今後御迷惑をかけないためにも、積立てができるときには基金の積立てを独自で行っていく必要があると考えております。

それから、また現在、国保制度改正に対する激変緩和措置といたしまして、国保事業費納付金に激変緩和措置額が加味されております。

しかしながら、令和5年度をもって——時限措置でありますので、令和5年度をもって終了するため、このことから十分な現時点で基金の留保が必要であると考えております。

加えまして、団塊の世代の方々が数年後には後期高齢者医療への移行年齢に到達され、被保険者数の減少により国保税収が極端に減少することを鑑みれば、美祢市の基金にそれほどの余裕は——余力がないように感じております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですね。そのほか質疑のほうは。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） まず13ページなんですけど、一般管理経費の電算システム改修委託料180万4,000円についております。今後、令和3年3月からの電算システム、マイナンバーカード、こういったところの保険証対応ということでのシステム改修とは思っております。

私も今年、マイナンバーカードを作りました。ちょっと作るに当たって、何も認

識がない中で作っていくのはなかなかうまくいかないという、誰かの助けを借りないと、若い人ならスマホとか結構使ってそれなりにはできるんでしょうけど、結構今美祢市も高齢になってますので、なかなか手続きが面倒くさいなという形になって、なかなか進まないところがあるんじゃないかと思ってます。

そういう面で、今後経費、電算システム改修委託料についております。これらに關しましてのシステム改修に伴って、大体毎年のランニングコストというものはどのぐらい定例的にかかってくるものか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの岡山議員の御質問ですけれども、すみません、ランニングコストというのは、具体的にはどの部分のランニングコストでございましょうか。

○委員（岡山 隆君） 国保全般ですけど、それと特に今回マイナンバーカード、そういうところの保険証を適用するためのシステム改修とか、その辺についてのランニングコストというのはどの程度今後かかってくるかなということです。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えいたします。

先ほども補正予算の内容で御説明いたしましたけれども、とりあえず令和元年度、今年度のコストにつきましては、国の改修の内容の指示が——今年度部分での国の改修の指示がありましたので、それに基づいて算出したところ、このような180万4,000円という金額になっておりますけれども、令和3年の3月までに向けて、例えば来年度の令和2年度の内容がどうかというようなまだ指示がありませんで、その都度指示が——国から指示があるように聞いておりますので、ちょっと見通し——ランニングコストの見通しというのは現時点ではお答えしにくい内容でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） その点については了解しました。

それと国民健康保険基金元本積立金、今回9,670万9,000円積立てが今回ついておまして、説明ではこの合計が7億5,900万円ということでありま

した。

それで、いつも毎回、積立基金に対しては多いんじゃないかと、毎回ワンパターンでいつも質問されて出ておるんですけど、これはもうしっかりと、質問が出てくるということで、出てくる方には説明はしていただきたいと思うんですけど。

今後団塊の世代が75歳以上になって医療費がどんどんこれから増えてくるということで、この保険の給付費が上がってきて、そして平成30年度であれだけの基金があったにも関わらず380万円しか残らなかった。場合によってはマイナスになる可能性もあるわけですよ。

これだけ積立していても、そういったところについては、今後マイナスの場合には財源としてはどっから出るのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

これが仮にマイナスになった場合は基金繰入金といたしまして、国保基金からその額を、マイナス部分を切り崩すというような対応になるということでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。いずれにしても、今回トータルで積立基金7億5,900万円といってもマイナスになる可能性もあるということで、しっかりと私たちも頭に入れて理解いたしましたので、今後とも市民の皆さんに分かりやすく、この辺については基金がたくさんあるからといって、これを国保税を安くしてくれとよく出るんですけども、そんな状況ではないということで当然分かるということで、今後とも明確な御答弁のほどよろしく願いいたします。

よく分かりました。ありがとうございます。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。

先ほどからありますマイナンバーを国民健康保険証として利用するこのシステム改修に反対いたします。

それと国保の加入者の構成は、農家とか自営業、また非正規雇用といった方々が多く入っておられます。そのためにも国保の国保税は軽く——負担を軽くするべきだと申し上げておりますが、その2点について今回の議案に反対いたします。

○委員長（末永義美君） そのほかに御意見はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今後とも、国民健康保険、国保が国民の命を守っていく上においては、皆保険制度として非常に大切な制度であります。

これからも、さっきも言いましたけれども、団塊の世代が75歳でますます大変で、財政的には運営が難しくなっていくとは思いますが、そういった中でも市民の皆さん、国民の皆さんに保険制度を維持していった命を守っていく、こういった制度でありますので、しっかりと今後ともさらなる改善をしていただきたいことをお願い申し上げまして賛成とさせていただきます。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第108号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第110号令和元年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） それでは、議案第110号令和元年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の説明をいたします。

補正予算書は1ページでございます。

歳入歳出それぞれ53万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,765万9,000円にするものでございます。

歳出ですが、10ページ、11ページを御覧ください。

3歳出・2款公債費・1項公債費、元金、利子合わせて53万8,000円の増額補正でございます。

次に、歳入でございますが、8ページ、9ページでございます。

2歳入・4款繰入金・1項一般会計繰入金・1目一般会計繰入金で53万8,000円の増でございます。

農業集落排水事業につきましては、令和2年度から公営企業会計への移行を予定しております。その会計移行業務に係る財務負担を減らすため、地方財政措置により新たに起債を受けております。この新たな起債償還金の令和元年度分の元金及び利子分につきましては、今回公債費の補正を要求するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第110号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第111号令和元年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第111号令和元年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ39万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,164万円とするものでございます。

それでは初めに、歳入について御説明いたします。

4款・1項・1目ともに繰越金、説明欄前年度繰越金を39万7,000円追加するものでございます。

これは、さきの9月定例会において認定をいただきました平成30年度決算額の確定により、前年度繰越金を追加するものでございます。

また、歳出につきましては次のページになりますけれども、4款・1項・1目と

もに予備費において同額を充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 9月議会の決算でも申し上げましたが、この後期高齢者医療制度、この制度も本当に、高齢者の方が収入もないのにこの枠組み——75歳から枠組み——枠にはまってとか枠を仕切られて、その中で高齢者が医療費を使えば使うほど保険料も高くなるよといったシステムなので、この議案に反対いたします。

○委員長（末永義美君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第111号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号令和元年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部の説明を求めます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第112号令和元年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

このたびの主な補正は、収益的収入及び支出につきましては、浄水場設備のポンプ類等の修繕や配水管等の漏水による修繕が増加したこと、資本的収入につきましては、国庫補助事業に対する国庫補助金が満額交付されることによるものです。

補正予算書1ページの第2条収益的収入及び支出を御覧ください。

収益的収入につきましては、営業収益におきまして消火栓維持負担金として124万7,000円増額し、営業外収益におきましては、国庫補助事業に対する国庫補助金が満額交付されることになりましたことから、消費税還付金を57万6,

000円減額し、収益的収入の合計を7億8,504万円とするものであります。

一方、収益的支出では、営業費用におきまして浄水場設備のポンプ類等の修繕や配水管等の漏水による修繕が増加したため1,540万円増額し、収益的支出の合計を7億7,578万円とするものであります。

なお、地域ごとの補正予算額は、補正予算書3ページ、4ページの予算実施計画に記載しておりますので御参照ください。

美祢市水道事業会計補正予算資料2ページ、3ページを御覧ください。

この補正によります損益予定計算書です。3ページの下から3行目になりますが、既決予算では5,533万5,000円の純損失の予定でありましたが、6,818万1,000円の純損失の予定となります。

続きまして、補正予算書1ページの第3条資本的収入を御覧ください。

こちらは、国庫補助事業に係る国庫補助金が満額交付されることになりましたことから、財源を補正するとともに、消火栓設置工事が増加したことにより負担金を補正するものであります。

これにより、第1項企業債を1,900万円減額し、第2項負担金及び寄附金を272万円増額し、第4項国庫支出金を1,800万5,000円増額し、資本的収入の合計を8億6,680万4,000円とするものであります。

この補正により、第3条資本的収入の本文になりますけども、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億9,678万円を2億9,505万5,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,849万円を7,660万7,000円に、建設改良積立金622万3,000円を638万1,000円に改めるものであります。

補正予算書2ページ目を御覧ください。

資本的収入の補正に伴いまして、第4条企業債の限度額7億2,900万円を7億1,000万円に改めるものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第112号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第113号令和元年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第113号令和元年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

このたびの主な補正は、国庫補助事業であります美祢市浄化センター改築更新事業の事業費の減額により補正をするものであります。

補正予算書1ページの第2条収益的収入及び支出を御覧ください。

収益的収入につきましては、営業外収益におきまして、国庫補助事業の事業費の減額に伴い国庫補助金が減額となりますことから、消費税還付金を172万9,000円増額し、収益的収入の合計を5億8,226万2,000円とするものであります。

なお、この補正は消費税還付金の増額でありますので、予算から見た税抜の収益的収支は、既決予算と同じく当年度純利益2,088万2,000円となるものであります。

続きまして、第3条資本的収入及び支出を御覧ください。

こちらは、先ほど述べました国庫補助事業であります美祢市浄化センター改築更新事業の事業費の減額により補正をするものであります。

収入につきましては、第1項企業債を1,500万円減額し、第2項補助金を2,333万5,000円減額し、資本的収入の合計を3億4,867万円とするものであります。

支出につきましては、第1項建設改良費を4,471万5,000円減額し、資本的支出の合計を4億9,533万8,000円とするものであります。

この補正によりまして、第3条の資本的収入及び支出の本文になりますが、予算

第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額1億5,304万8,000円を1億4,666万8,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,116万7,000円を1,282万7,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億4,188万1,000円を1億3,384万円に改めるものであります。

補正予算書2ページ目を御覧ください。

資本的収入の補正に伴いまして、第4条企業債の限度額7,720万円を6,220万円に改めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第113号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第126号第二次美祢市総合計画基本構想についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。繁田総合政策部次長。

○総合政策部次長（繁田 誠君） それでは、議案第126号第二次美祢市総合計画基本構想についてであります。

議案の別冊となっております第二次美祢市総合計画基本構想を御覧ください。基本構想の概要につきまして御説明をさせていただきます。

まず、お開きいただきまして1ページでございますが、計画の構成と計画期間を示しております。

総合計画は、目指すまちの姿やまちづくりの理念を示す基本構想を10年とし、この基本構想で示すまちの将来像や基本理念に基づいて、施策の体系を示す基本計

画及び人口減少対策や地方創生事業を行う総合戦略を各5年とし、主要事業で構成する実施計画を3年間としております。

次に、2ページから8ページに至るまで、新しいまちの目標として、まちの将来像、基本理念、基本目標と基本方針、さらには重点戦略を示しております。

最初に、2ページは、美祢市の目指す将来像であります。「まちの将来像を本市の持続可能性を高めることを第一として、「若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く「誇れる郷土・秋吉台のまち」」としております。

次に3ページですが、将来像を達成するためのまちづくりの基本理念を、本市の経済を豊かにすることで人口定住を図ることを目的とし、「秋吉台の魅力を活かし、みんなの力で創り出す！「観光・産業 共創CITY」」としております。

次に、5ページから7ページは、先ほどの将来像を実現するために、まちづくり全般にわたる基本目標として、5つの目標とそれぞれの目標に関する基本方針を掲げております。

8ページは重点戦略であります。

重点戦略では、人口減少抑制と地方創生を図る、まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進する各創生戦略をまち、ひと、しごとの創生として位置づけております。

さらには、10ページから12ページは都市計画マスタープランに示す土地利用構想を掲げ、長期にわたるまちづくりの将来都市構造とそれに基づく拠点などの構成を示すものでございます。

以上が基本構想の概略であります。この第二次美祢市総合計画の策定に当たり、平成30年11月に美祢市総合計画審議会に諮問をし、市議会からの参画も含む審議会委員34名の構成のもとで計17回にわたり慎重審議し、御議論と取りまとめをいただいたものでございます。

そして、さきの11月15日に審議会の会長、副会長から市長への答申書の提出をいただいたところでございます。

市といたしまして、この答申された基本構想を最大限尊重しまして、市議会へこのたび提出し、総合計画条例第5条の規定に基づき市議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

安富委員。

○委員（安富法明君） 1点だけお聞きをします。基本構想ということですから策定期間は10年で、前期と後期の基本計画がそれぞれ下に具体的な方策が出てくると思うんですが。

それはそれとして、基本的に例えば4ページ、基本理念の辺ですね、そこに「こどもの笑い声が響く「誇れる郷土・秋吉台のまち」」、下のほうに「人口減少社会の克服・持続可能なまちづくり」ということで、秋吉台・秋芳洞が前面に出てるっていうふうなことです。観光振興、観光産業、こういったところ、10年前と恐らく基本的にはあまり変わらないと思うんですが。

その下にあるんですが、人口減少社会の克服、それから持続可能なまちづくり、これを考えたときに次の実施計画といいますか、基本計画あたりで具体策が出るのかもしれませんが、持続可能なまち、秋吉台・秋芳洞が出てきます。

もう既に皆さんの共通認識になってると思うんですが、秋芳洞あたりの環境保全といいますか、対策——環境保全対策っていうふうなものについては、どのような意見が交わされたのか、あるいは次の計画としてそういうふうなものが出てくるのかどうか、とりあえずそのことについてお聞きをいたします。

○委員長（末永義美君） 繁田総合政策部次長。

○総合政策部次長（繁田 誠君） ただいまの安富委員の御質問にお答えをいたします。

秋芳洞等の環境保全の取組が示されておるかという御質問だろうと思いますが、基本構想の中では、それを指し示すところは特段にございませぬけれども、別段の参考資料であります総合計画の全体版があると思います。今、具体的にそれを開くのが多少時間がかかるかとは思いますが、今回、基本目標の中で5つございますが、①を「魅力の創出・交流」の拡大」としております。

これは、美祢市の魅力を最大限生かすことが、今後の持続可能なまちづくりにつながるということで1番目に構成をしておるものでございます。

この中で、今までの第一次美祢市総合計画と何が違うのかという部分におきまして、自然・文化の保護の活用であるとか、そういったものを前面に——保全だけではなく活用も重要であるという面で捉えておりますが、基本計画の中に、自然・文化の保護と活用がございまして、その主な取り組みとしまして秋吉台国定公園の保

全と活用という取組を定めております。この中で、植生などの環境保全と資源の活用に取組みますということで、基本的な取組方針を示しておるところでございます。

具体的には、今後実施計画のほうで取組を明らかにしてまいりたいと考えております。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 一番大きな柱になるといいますか、基本構想ですから、言われることは分かるんですが、やはり先ほども言いましたように、やっぱり持続可能なまちづくりっていうことが大きな——人口減少社会の中で、人口減少が進む社会の中で、美祢市にとって持続可能なまちづくりのために何が必要かっていうことが今後示されていかないと、観光資源も恐らくそうでしょうし、農林業もそうだと思います。

耕作放棄地がもう大きく広がっておりますし、この前、意見の中で——質疑の中で出たのかな——一般質問の中で、秋芳洞関係のアクセス道路の周辺の耕作放棄地が、もう見るに耐えないような状況にありますよって。実質的には、もう既に農業者、周辺の農業者って今言っておる農業者っていうのも耕作放棄されてるって言うていいと思うんですよね。

ですから、いろいろ置かれる状況っていうのは差があるかもしれませんが、そういうふうな感じでここに書いてある、どうすれば持続可能か、その対策をすることによって地域産業といえますか、観光産業なり活性化が図れるよっていうふうなのが具体的に出てきて欲しいなっていうふうなことを思いました。

今後の基本計画等で、あるいは下位の計画、実施計画等でそういうふうな具体的なものが出てくることを期待をしたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） そのほか質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 第二次美祢市総合計画基本構想、本当に苦心されてつくり込まれていると思っております。

今後、こういった構想に関して進められていくことは非常に大事なんですけど、基本目標3の「市の宝となる「ひとの育成」」、基本方針として「健やかに子どもを産み育てられる環境づくり」ってあります。

実際、今美祢市において若い人たちが市内で就職して、そして美祢市で生きていく、こういうところで子どもを産み育てていく。そのように本当になっていってほしいかなと思うんですけど、平成30年度の子どもさん、1年間に生まれたのが81人ということでありまして、そして令和元年度については80人を切るという人口、子どもさんが美祢市で生まれていない、そういったところをちょっと非常に皆さん危惧されていると思っております。

今後、このところの基本構想を、いかに市の宝となるひとの育成を、さらにこのところを、おせっかいやさんとか、いろいろ対応して難しいこともしないとなかなか難しいんでしょうけれども、また企業誘致なども100人ぐらい来ていただければ、その家族とかおって、こういったところが少しでも解消されるんでしょうけど、なかなかそういった状況に至らない。

そういった面において、今後構想は構想としてありますので、さらに美祢市において宝となるひとの育成、子どもさんを産み育てられる環境という部分において、今この基本方針で十分と見ておられるのかどうか、この辺についてまずお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 繁田総合政策部次長。

○総合政策部次長（繁田 誠君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えをいたします。

最初に、美祢市の持続可能性を高めることということが、今回の総合計画の課題の整理ということで、最重要の課題が持続可能性を高めることという整理をさせていただいております。

この持続可能性を高めるために必要な手法としまして、地域経済の活性化、利便性の高い生活基盤、子育て・教育環境の充実、都市拠点・地域拠点の整備、若者や女性が活躍でき安心して結婚できる環境、豊かな自然の中で快適で充実した暮らしを営める環境などと整理をしています。

今回、基本目標の3、「市の宝となる「ひとの育成」」の基本方針第1として、「健やかに子どもを産み育てられる環境づくり」としております。

これは、従来であれば、第一次総合計画では、安全・安心なまちづくりの中の保健医療分野で計画を現在進めておるものでございますけども、第二次美祢市総合計画にあっては、市の宝となるひとの育成ということで、子どもを産み育てる環境が

ら教育まで、一貫した施策が重要であるという観点で取りまとめを行っておるところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。今後とも、いろいろ総務省とか、人口推移調査などを行っております。今回も第二次美祢市総合計画基本構想に当たっては、想定外でこの人口減少というものが、今この計画を立てる段階よりもさらに早く人口減少になっておりまして、なかなか難しいところがあるかなってというのは感じております。

今後、私たちが想定する以上の人口減少になっておりますので、その辺も踏まえた上でのさらなる対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この計画、10年計画ですが、この方針もいろいろと全般にわたって網羅されているようです。

しかし、この途中で——執行途中で基本目標とかに修正とか変更が発生したりすることも考えられます。こういった場合、この計画の詳細は今見ることはできませんが、どこがとか言えませんが、意見とか提案とか出てこようかと思いますが、そのときは柔軟に対応していただけるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 繁田総合政策部次長。

○総合政策部次長（繁田 誠君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

美祢市総合計画の基本構想、総合戦略及び基本計画につきましては、これを策定しまたは変更しようとするときは、総合計画審議会へ諮問するという条項がございますので、これに基づいて対応を行うこととなります。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 1点お尋ねいたします。今お話の中で見直し等の話もありました。総合計画の中に5年、10年で目標値を定められて推進を図っていくっていうところも細々うたい込まれております。

進捗状況がはかれていいんじゃないかなと思うんですが、総合戦略のほう、こちらのほうに目標値があるんですが、中間の目標値がないというところを、どういう基準で、5年後等に見直される場合に何を基準にされるのかなと。これ多分最終の目的値として考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 繁田総合政策部次長。

○総合政策部次長（繁田 誠君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えをいたします。

目標指標の御質問だと思いますが、基本計画のほうでは5年後、10年後の目標値を指し示しております。

これは、総合計画基本構想が10年ということもございしますが、この10年を始めるに当たって、中間展望と長期展望を差し示すという観点から10年後の目標値まで掲げております。

しかしながら、基本計画も5年間ということで、次の後期基本計画のときに改めて見直しを行うものとしています。

総合戦略、このたびの第二次美祢市総合計画におきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含した形で作成をしております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては国も策定し、県も策定するというので、その流れに沿って市としまして策定をするものでございまして、いずれの期間も5年間とされておるところから5年間の目標を定めまして、次期の総合戦略の策定時に改めて計画なりKPIを見直すこととさせていただいております。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、質疑なしと認め質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第126号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第127号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。福田地域振興課長。

○地域振興課長（福田泰嗣君） 議案第127号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

現在、美祢市有線テレビ放送施設MYTの指定管理者として、山口ケーブルビジョン株式会社を指定しておりますが、令和2年3月31日をもって指定期間が満了となります。

次期指定管理者の指定に当たりましては、事業の専門性と安定的、効果的な施設運営の維持の観点から、非公募として指定管理者候補者選定審査会による審査を経て同社を選定したところであります。

つきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間、山口ケーブルビジョン株式会社を指定管理者として指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

なお、このたび指定期間を5年から3年間へ変更しております。これは、第三次行政改革大綱実施計画の改革項目の1つに掲げております、MYT放送事業の在り方について検討を進める期間に合わせて設定したものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第127号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第128号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） それでは、議案第128号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

現在、美祢市一般廃棄物最終処分場及び美祢市リサイクルセンターの指定管理者として、有限会社美祢環境クリーンを指定しておりますが、令和2年3月31日をもって指定期間が満了となります。

このため、次期指定管理者を選定するための公募を行ったところ、現在の指定管理者である有限会社美祢環境クリーン1者の応募があり、指定管理者候補者選定審査会の審査を経て、同社を候補者に選定したところであります。

つきましては令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、有限会社美祢環境クリーンを指定管理者に指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） この事業計画の概要の中で、指定管理期間の目標であります、その中の埋立量、これが令和2年度で350トンとなっており、令和6年度には320トンということで埋立量が段階的に少なくなっておって、様々な面で事業改革をしているんだなということが見えるんですけども、具体的に30トンの埋立量が減ってますけど、これについて、計画として目標がありますけれども、この5年間がどうだったかということと、今後5年間で30万トン減っていく、この辺の目標については、この5年間守られてきたのか、そしてこれからも5年間、この計画で大体守られていくのかどうか、この辺について質問します。

○委員長（末永義美君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

一般廃棄物最終処分場の埋立量のことですけれど、平成26年から平成30年度までの5年間の埋立量の平均は、年間でいきますと277トンとなっております。今、目標値については令和2年度からは350トンにしておりますけれど、年によってばらつきがありまして、火災ごみ等が一時的に多量に持ち込まれた場合には埋

立量が多くなるということがございます。

目標としては、現状は廃棄物を市民の皆さんが減量っていうか、減少させていくことが目標ですので、年度によっては、年度ごとに量を減らしていくというところを目標にされていったと思います。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 埋立量ですけど、この5年間で350トンから320トンということで、今320万トンと、万を言ったみたいで、万はつきませんので320トンということで、今後計画としてこれから減りますよね、30トンですね。

この辺については、埋立量が減っていくというのはもう少し具体的にどのような形で減っていくのか、今実際に埋立た中で取り出して、埋立てに必要なものを処分して、現在埋立るものを減らしていくのか、これから受け入れるものをより峻別して分けて埋立てしていくのか、この辺については掌握されていますでしょうか。どうでしょうか。

○委員長（末永義美君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） お答えいたします。

埋立量が減少していくということですが、先ほど委員おっしゃられたように、ごみの分別をさらに細かくして行って、最終的に埋立てごみを毎年度埋立てしていくのが、大体年間300トン前後ということになっております。

今後市民の皆様に対してもですけど、ごみの分別というか、不要なものを新たにごみとして出されないようにということも、市として周知していきたいと思っておりますので、ごみの総量の減少ですね、それを進めていきたいと思っておりますので、量については減少をさせていくということを目指しております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 最後に、この埋立量について、奥畑にあると思うんですけど、この辺については容量のリミットというのは何トンなんか、今後5年間350トンということはありますけれども、この計画でいくと令和6年度には許容埋立量の何%ぐらいに当たるかどうか、この辺についてお答えできればお願いします。

○委員長（末永義美君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） 岡山委員の御質問にお答えします。

今、美祢市大嶺町奥畑にあります美祢市一般廃棄物最終処分場ですけれども、埋立期間が当初、平成12年4月から15年の埋立期間を計画しておりましたが、それが平成27年3月31日をもって満了しましたけれど、平成27年3月末の現状でまだ埋立容量があるということで、期間を延長し平成27年4月からまた15年間の令和12年3月末までの期間延長をしております。

今手元にあります資料で、平成30年3月31日の容量で、全体容量が2万2,000立米で、残存容量が1万1,466立米となっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。そのほかに本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第128号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第132号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 議案第132号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

これは、平成29年2月19日に発生いたしました秋吉台山焼き事故に関わる和解及び損害賠償の額について、相手方との協議が整いましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第132号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案16件につきましての審査を終了いたしました。

そのほか、議員の皆様から、何かございましたら発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） さきの9月議会において、病院経営の早期改善を求める決議が議決されました。このことへの対応として発言させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（末永義美君） どうぞ。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 議会より病院側が求められているのは3点です。

1点目が新たな中期経営計画の策定、2点目が経営改善に取り組むことによって補填財源として使用された退職給付引当金について確実に充当する、3点目がこれらの実現に向けて、取組状況や経営状況等を逐次議会へ報告するという3点であります。

新たな中期経営計画については、新美祢市病院改革プランの策定、改定も意味しますので、これについては中期経営計画の策定として監査委員へ御報告し、美祢市地域医療推進協議会へ付議したのち、3月議会に報告するという予定であります。

現在の時点での経営状況について、各病院から説明させていただきたいと思いま

す。よろしくお願いいたします。

○委員長（末永義美君） 古川市立病院事務長。

○市立病院事務長（古川和則君） それでは、市立病院の4月から10月までの経営状況について御報告させていただきます。

別冊、お配りしてあります資料2ページを御覧ください。

まず、患者数の動向でございます。入院患者におきましては、2ページの下側の（3）令和元年度……（発言する者あり）

○委員長（末永義美君） ここで、暫時休憩します。

午後0時19分休憩

-----  
午後0時22分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、審査を続けます。古川市立病院事務長。

○市立病院事務長（古川和則君） それでは、資料の2ページを御覧ください。

まず、市立病院の患者数の動向について御説明させていただきます。

下側の（3）令和元年度の患者数の合計欄の一番右側になりますが、こちらについては今年度4月から10月までの全体の入院延べ患者数を掲載しております。この間は2万2,394人ということで、対前年で280人の減少を見ております。

期間中の病床利用率につきましては、その下側に75.8%となっております。

この患者の内訳につきましては合計欄の中に書いてございますが、まず一般病床、こちらは地域包括ケア病床も含みますが、4月から10月までの合計が一番右側の1万3,158人となっております。こちらについては、前年対比で365人の増加となっております。病床利用率につきましては69.1%となっております。

その下の療養病床におきましては、4月から10月までの合計が9,236人ということで、前年対比で645人の減少となっております。期間中の病床利用率につきましては下側の数字でございますが、88.1%となっております。

下側のグラフを見ていただくと分かりますように、4月から7月にかけては入院延べ患者数の低迷が影響しておりますが、8月以降につきましては回復傾向にあります。この状況を今後とも維持していきたいと考えております。

続いて、外来患者数でございます。資料の4ページをお開きください。

4ページの下側の（3）令和元年度の表を御覧ください。

外来患者につきましては、4月から10月の全体の外来延べ患者数は計欄の一番右側になりますが、2万3,002人となっております。こちらにつきましては、前年対比で76人の増加となっております。

それから、6ページを御覧いただけたらと思います。

6ページの下側に、6救急患者受入れの推移が掲載しております。

こちらの(3)一番下になりますが、令和元年度の救急患者の受入状況を御説明いたします。

10月末までで救急患者、4月から423人の受入れをしております、括弧書きで書いてある194人、こちらにつきましては、その中で救急車で運ばれて来た患者数を掲載しております。

こちらにおきましても、救急患者につきましては前年対比で15人の増加、また救急車の受入患者につきましては、同じく前年対比で41人の増加となっております、積極的な救急患者の受入れができてると考えております。

4ページに戻っていただきまして、下のグラフを御覧ください。

こちらにおきましては、各月の外来患者数の動向を示しておりますが、各月によってかなりばらつきはありますが、総体的には微増の状態でございます。

今後は、削減の幅を少し少なくできるように取り組んでまいりたいと考えております。

これらによりまして、損益計算書の説明をさせていただきます。資料の1ページを御覧ください。

それでは、まず市立病院の損益計算書の説明をさせていただきます。

まず、上側の医業収益の内訳から説明させていただきます。まず、入院収益につきましては、7月から10月までの本年度数値を御覧ください。金額としましては6億124万3,664円ということで、対前年で2,189万9,208円の増となっております。

こちらの要因につきましては、先ほど患者数の減と申しましたが、地域包括ケア病床の有効活用によりまして、診療単価の増加により、これらの増収となっております。

続いて、下側の外来収益でございます。当期におきましては2億5,197万3,342円ということで、前年対比で445万868円の減となっております。

こちらにつきましては、増減理由にもありますとおり、患者数の増加を見ておるところでございますが、診療単価の減少がありまして、こちらによって440万の減少となっておりますところでございます。

その下、その他医業収益におきましては1億521万4,689円ということで、前年対比で842万6,533円の増となっております。

こちらにおきましては、健康診断、診断書料、病棟の室料差額・個室料の収入等でございます。

これらによりまして、医業収益A欄の合計ですが9億5,843万1,695円となりまして、前年対比で2,587万4,873円の増加となっております。

その下にいきまして、医業費用B欄の合計を説明させていただきます。当期は9億9,508万9,703円となりまして、前年対比で190万9,101円の減となっております。

これらによりまして、下側になりますが当期純利益が6,779万6,824円となりまして、前年対比で1,162万4,611円の増となっております。

年度間調整後におきましては、一番下になりますが6,022万5,176円ということで、対前年で102万2,389円の減となっております。

市立病院の経営状況については以上でございます。

○委員長（末永義美君） 西山美東病院事務長。

○美東病院事務長（西山宏史君） 続きまして、美東病院の令和元年度4月から10月までの損益計算書、収支についての御報告をさせていただきます。

資料のほうは、7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

まず、8ページの一番下の入院患者数のグラフから御説明させていただきますと思います。

美東病院には、入院患者用のベッドとして、2階に一般病床48床と地域包括ケア病床12床の計60床があります。3階には療養病床40床がありまして、ベッドの総数は合計100床となっております。

8ページの下の方のグラフでございますが、今年度が濃いピンク色、平成30年度が緑色、平成29年度がオレンジ色、平成28年度が青色の線となっております。

月ごとの入院患者の延べ人数の動向をざっくり見ていただきますと、今年度のピンク色の線は、年度開始以降の過去7か月のうち、4月と7月、8月、9月の4か



月は過去3年よりも入院患者数が多い状況となっています。

グラフの上のほうに表が3つございますが、そちらは今年度10月までの状況と過去2か年の入院患者数の推移を月別にまとめたものですが、今年度10月末時点での延べ入院患者数は1万7,704人となっており、平成30年度の同時点より9.7%増加しています。平成29年度の同時点と比べると3.9%、平成28年度の同時点と比べますと3.6%、いずれも今年度が上回っている状況です。

恐れ入ります。ちょっとページをめくっていただいて、10ページを御覧いただきたいと思います。

外来患者数についてでございます。こちらのほうは、今年度のピンク色の線の座標点は、総じて過去3か年より低いところにあります。

月別の外来患者の実数については、年度ごとに上の表に記載しております。

今年10月までの累計患者数は1万6,734人ですが、平成30年度の同時点の累計数は1万7,428人、平成29年度の累計数は1万8,296人、平成28年度の累計数は1万7,635人となっており、平成30年度との比較では4%の減少、平成29年度との比較では8.5%の減少となっております。

以上、申し上げたことは、美東病院では本年度4月から10月までの7か月間においては入院患者は比較的多い一方、外来患者数は比較的少なかったという御報告でございます。

それらが収支にどう反映されているかについては損益計算書になります。7ページに戻ります。

表の一番上が医業収益でございます。医業収益全体としては今年度、これまで7か月で6億2,847万3,000円となっており、前年度と比べて4,545万6,000円の増額となっておりますが、医業収益の中のその他医業収益については、健康診断、予防接種、人間ドック等の料金や室料差額のほかに救急医療費負担金、これが年間予算6,090万4,000円、それと保健衛生行政事務費負担金、こちらが年間予算1,926万1,000円というのですが——といった行政からの支援金額も入っております。

それで、民間企業でいいますところの本業の売上げに相当するのは、病院事業で申しますと、収益の柱でありますのが入院収益と外来収益でございます。

この2つだけの計を申し上げますと、今年度の7か月は5億4,661万9,

000円となっており、昨年の5億955万8,000円より3,706万1,000円上回っております。

そのうちの入院収益でございますが、今年度は10月末時点で4億3,468万5,000円となっており、前年同時点の3億9,459万3,000円より4,009万2,000円の増、率にして10.2%の増となっております。

次に、外来収益でございます。

外来収益が、今年度の10月までの収益は1億1,193万4,000円で、前年度時点の1億1,496万5,000円より303万1,000円の減少、率にして2.6%の減少となっております。

次に、医業費用でございます。

本年4月から10月までの医業費用の総額は6億5,655万5,000円となっており、前年同時点の6億5,834万円より178万6,000円の減少となっております。

費用のうち、増減額の大きいものについて御説明をいたします。

給与費については、前年度同時点比でマイナス751万8,000円となっておりますが、これは看護師の正職員数が前年より2名少ないことによる給料の減少、そして日当直等に当たっていただいております非常勤医師の減少に伴う賃金の減少が要因となっております。

次の材料費につきましては、前年同月比で290万1,000円の増となっておりますが、これは、入院患者の増加による薬品費が231万9,000円の増、医療消耗備品が113万5,000円の増などを要因としています。

経費につきましては、前年同時点比でマイナス367万2,000円となっております。これは、昨年度は外来診療室天井の結露、水滴対策の修繕費用がかかっていたものが今年度はなかったことを要因とする修繕費の減少、電子カルテ導入に伴う医療事務委託先職員の減少による委託料の減などを要因としています。

次の減価償却費につきましては、昨年、病院の電算上の基幹システムであるオーダーリングシステムの更新と電子カルテの導入により1億4,000万円程度、11月に経費をかけて購入しておりますが、このことが今年度の減価償却費の増額分660万4,000円の要因となっております。

これまで申し上げた医業収益の計から、医業費用の計を引いた本業部分の収支は

マイナス2,808万2,000円となっており、前年同時点の7,532万4,000円よりも4,724万2,000円の収支改善となっています。

その他医業収益の中の救急医療費負担金、そして保健衛生行政事務費負担金という行政からの支援部分については、今年度は年度前半での給付を多く、年度後半は少なくとの前寄せ給付であったため、その影響額888万2,000円を先ほどの収支改善額から引くと、3,836万円が病院本業の収支改善額でございます。

続きまして、医業外収支でございます。

医業外収益につきましては、各項目とも前年同時点での金額を上回っていますが、こちらの他会計負担金や他会計補助金についても前寄せ給付は受けているものの、年間受給額、合計額には違いはございませんので、今後、医業外収益の前年度対比の欄におけるプラスの数値は次第に減少してまいります。

医業外費用、病院経営改革事業費用に関して特記事項はございません。

次に、純利益の見込みでございます。

以上申し上げた全ての収支を合算し、この表の一番下でございます年度関連数値における利益見込額の修正、すなわち年間における費用の均等化、補助金負担金という収益の均等化作業を経た今年10月末現在の利益見込額は2,896万8,000円となっており、前年度時点での利益見込額マイナス292万1,000円と比べると、3,188万8,000円の収支改善となっております。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） それでは、ほかに御発言はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） ないようでしたら、これをもちまして本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後0時41分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月9日

総務民生委員長